

# 新型コロナウイルス特措法の緊急事態宣言に対する対応についてのお知らせとお願い

## 一般社団法人成田労働基準協会

平素より成田協会の講習会等をご利用いただき厚く御礼申し上げます。

さて、1月7日緊急事態宣言の再発令がされたことにつきまして、当成田労働基準協会では次のとおり対応させていただきます。

### 1 講習会等について

自粛要請の業種に該当しないことから、講習会等は新型コロナウイルス感染予防対策を行い**予定通り実施すること**といたします。

なお、講習定員は各施設定員の**50%以下**に削減しております。

また、参加者の感染が確認された場合、参加者名簿を保健当局に提出することがございます。

受講等に当たりましては次の事項につきましてご配慮いただき、感染拡大防止のためにご理解ご協力をお願いいたします。

- (1) 発熱等風邪症状がある場合は、受講等をご遠慮ください。また、当日受付時に発熱や風邪症状のある方は受講をお断りさせていただきます。
- (2) 受講（休憩中を含む）にあつてはマスクの着用をお願いします。
- (3) 来館及び講習会場への入室にあつては、手指消毒の徹底をお願いします。
- (4) 講習会場は換気を十分行いますので、室温の高低に対応できる服装にご留意ください。
- (5) 休憩時間中を含め、他の受講者等との十分な距離を取るようお願いいたします。
- (6) 施設内での飲食は会議室等利用の施設内は可。なお、共用スペース（会議棟ロビー、自販機コーナー等）では禁止です。

なお、今後の感染状況の推移によっては早めに中止の判断を行い、ご連絡を致します。また、中止のことはホームページに掲載しますので、念のため直前にご確認をいただきますよう、何卒よろしくお願い致します。

### 2 事務局の営業について

1月12日～2月5日までの間につきまして、出勤自粛のため**9時～11時及び15時～17時**は職員を半分としますので、この時間は出来るだけ来所をお控えくださいますようお願いいたします。

お客様にはご迷惑をおかけしますが、感染拡大防止に向けてご理解ご協力をお願いいたします。